

第1 平成20年度当初予算の概要

予算はどのような考えで編成したのですか。 - 予算編成の基本方針 -

平成20年度の地方財政計画では、特別枠として「地方再生対策費」が創設され、実質交付税が5年ぶりに増加するなど前年度を上回る一般財源総額が確保されましたが、特別枠の総額は4,000億円にすぎず、平成16年度に実施された交付税の大幅削減が全国で約3兆円、本県では224億円であることを考えると、交付税の大幅削減が本県財政に与えた大きな影響は依然として残っています。

また、「財政の中期見通し」でお示したとおり、本県財政は、退職手当、社会保障関係経費、公債費などの義務的経費の増加により、退職手当債の発行、公債費の償還期間の延長といった負担の平準化対策を行ったうえでも、平成19年度以降の5年間累計で740億円程度の収支不足が発生するという、極めて厳しい状況にあります。

平成20年度当初予算につきましては、こうした財政状況を踏まえ、昨年3月に策定した「行財政改革大綱2007に基づき行財政改革を着実に実施する予算」として、職員費の削減をはじめ、これまでの取り組みをさらに深く掘り下げることといたしました。

同時に、昨年3月に改定した新長期構想に掲げる8つの重点戦略を着実に具現化していく「新長期構想の実現に向けた取り組みを本格化・加速させる予算」として編成しました。能登半島地震からの復興のほかに、特に、医師確保、地球温暖化防止、少子化対策など広い意味での県民の安全・安心に関わる施策に重点的に取り組むとともに、人やモノの交流の拡大、文化と学術の地域づくりなど、交流を盛んにし、本県の魅力に磨きをかける施策や、元気な産業の創出、地域主導の地域づくり、こころ豊かな人づくり、魅力ある農林水産業づくりなどにも積極的に取り組み、編成したものです。

《新長期構想の8つの重点戦略》

「魅力と誇りが実感できるいしかわ」(地域)

- ・ 交流が盛んな特色ある地域づくり
- ・ 個性を活かした文化と学術の地域づくり
- ・ 自律した持続可能な地域づくり

「活力ある産業と働きがいを感じるいしかわ」(産業)

- ・ 競争力のある元気な産業づくり
- ・ 魅力ある産業としての農林水産業づくり

「暮らしやすさが実感できるいしかわ」(暮らし)

- ・ 安全でうるおい豊かな環境づくり
- ・ みんなで支える安らぎのある社会づくり
- ・ 未来を拓く心豊かな人づくり

ひとくちメモ

地方財政計画

国が作成する翌年度の全国の地方公共団体全体の歳入歳出総額の見込額に関する計画のことをいいます。

地方財政計画には、

- 地方交付税を通じて地方財源を保障
- 地方財政と国家財政・国民経済等との調整
- 個々の地方公共団体の行財政の運営指針

という役割があります。

(参考) 地方財政計画 (歳入)

(単位: 億円、% 印減)

	H20	H19	増減	増減率
地方交付税	154,061	152,027	2,034	1.3
臨時財政対策債	28,332	26,300	2,032	7.7
小計 (実質交付税) +	182,393	178,327	4,066	2.3
地方税	404,703	403,728	975	0.2
地方譲与税	7,027	7,091	64	0.9
地方特例交付金等	4,735	3,120	1,615	51.8
国庫支出金	100,831	101,739	908	0.9
地方債 (臨時財政対策債を除く)	67,723	70,229	2,506	3.6
その他	66,602	67,027	425	0.6
計	834,014	831,261	2,753	0.3

(参考) 地方債計 +	96,055	96,529	474	0.5
一般財源 + + + +	598,858	592,266	6,592	1.1

(注) 地方財政計画は都道府県分と市町村分を合わせた全地方公共団体ベースの数値です。



いしかわ総合スポーツセンター (平成 20 年 4 月開館)

どのような事業が盛り込まれているのですか。 - 当初予算の主な施策 -

1 能登半島地震からの創造的復興

住宅の再建支援（復興基金による再建支援、能登ふるさとモデル住宅の完成・公開）
能登有料道路の整備（ゆずりレーン、別所岳SA）
産業・経済の再建・復興（重点支援業種（輪島塗、商店街、酒造業）の支援、販路開拓への支援）
地域づくりへの支援（交流居住等の推進、都市との交流創出イベント、奥能登ウェルカムプロジェクト）
風評被害の払拭（元気な石川の発信、能登ふるさと博）
自主防災組織の充実強化（防災士の養成やモデル組織の活動支援）、ボランティアコーディネーターのスキルアップ研修、避難施設に指定された県立学校体育館等の耐震化

2 交流が盛んな特色ある地域づくり

北陸新幹線の早期実現と開業効果の最大限の発現（アクションプランの策定、観光誘客推進策の策定）
小松・台北便の利用促進、能登チャーター便の利用促進、国際航空貨物の物流動向調査
東海北陸自動車道開通記念キャンペーン、首都圏コンビニエンスストアタイアップキャンペーンの
とじま水族館魅力アップ（パノラマ大水槽基本構想）、いしかわ動物園魅力アップ（展示施設の改修）
海外誘客（台湾・中国・香港・韓国）
南加賀道路・白山IC（仮称）・海側幹線・金沢能登連絡道路・能登有料道路の整備
金沢港の国際物流拠点化（大水深岸壁・大浜ふ頭の供用開始、御供田ふ頭コンテナターミナル整備）

3 個性を活かした文化と学術の地域づくり

金沢城公園の整備（河北門復元整備、いもり堀水堀化整備）、旧県庁舎本館南ブロックの改修
石川四高記念文化交流館のリニューアルオープン、美術館のリニューアルオープン、尊経閣文庫分館の設置
本多の森公園の整備（屋外昇降施設基本設計）
世界遺産登録に向けた取り組みの強化、無形文化遺産登録の気運醸成、ラ・フォル・ジュルネ金沢の開催支援
国連大学高等研究所いしかわ・かなざわオペレーティング・ユニットとの連携（里山環境の共同研究、要請に基づく第9回生物多様性条約締約国会議（COP9）への参加、里山交流国際フォーラム開催）

4 競争力のある元気な産業づくり

いしかわ産業化資源活用推進ファンドによる産業活性化
県央地区モノづくり人材育成構想の策定
モノづくり人材の確保（理工系大学での合同企業説明会、モノづくり体験、中学生の企業見学会）
基幹産業の新ビジネス展開への支援（機械、繊維、食品、IT）

5 みんなで支える安らぎのある社会づくり

ワークライフバランスの実現（モデル企業に対する専門家派遣、成功事例の普及）
マイ保育園を活用した子育て支援（子育て支援プランの作成や地域と連携した子育て支援の取り組み支援）

エンゼル・サポート事業（企業と連携した寄附制度の創設）

6 安全でうるおい豊かな環境づくり

医師確保対策（医師養成数の確保、地域医療人材バンクの充実、能登北部地域医療協議会への支援、大学関係者による医師の育成・派遣機能強化方策の研究支援、病院勤務医師の勤務環境改善、救急医療提供体制の強化）

食品事業者の内部チェック体制整備の支援

地球温暖化防止の取り組み強化（県民エコライフ大作戦の深化、エコマイスター等の活用、いしかわ版環境ISOの普及、市町との連携による温暖化防止活動の普及）

トキの分散飼育受入のための体制整備（飼育繁殖施設の基本構想策定）

7 自律した持続可能な地域づくり

奥能登ウェルカムプロジェクトの推進（奥能登2市2町連携によるプロジェクト（能登井、能登回廊100選））

のと鉄道能登線跡地の利活用支援（旧宇出津駅の利活用基本計画策定、旧珠洲駅の施設整備）

8 未来を拓く心豊かな人づくり

学力向上対策の推進（活用力向上モデル校の取り組み支援）

県立高等学校の再編（七尾東雲高等学校演劇実習施設等実施設計、輪島高等学校校舎整備調査、七尾東雲高等学校演劇科の特別授業（無名塾の俳優など））

県立学校の整備（金沢商業高等学校改築基本設計、県央南部総合養護学校（仮称）校舎等整備）
総合スポーツセンターの開館（開館記念イベント、科学的トレーニングの推進）

9 魅力ある産業としての農林水産業づくり

農業人材育成のための支援策の検討

戦略作物を核としたブランド化の推進（ぶどう「ルビーロマン」の販売開始）

金融機関と連携した住宅への県産材利用の促進（いしかわの木づかい応援住宅ローン制度の創設）

10 地方分権時代における自立かつ持続可能な行財政基盤の確立

職員費の削減

一般行政経費の縮減と投資的経費の抑制（総務事務管理室の設置による給与・旅費事務等の集約化、公用車運行管理業務の集約化、各種補助金の見直し、ローカルルール of 積極的活用）

公債費の抑制（公的資金の高利県債の繰上償還）

県行政の守備範囲の見直し（名古屋事務所の廃止と名古屋観光物産案内所の設置（観光連盟））

指定管理者制度導入施設の拡大（青年の家、少年自然の家、自然史資料館、いしかわ総合スポーツセンター、武道館、卯辰山相撲場）

外部委託の拡大・民間派遣職員等の活用（本庁舎電話交換業務、県立美術館受付・看視業務、子どもの健全育成等支援業務（いしかわ子ども交流センター）、金沢城公園菱櫓等料金徴収・案内業務、警察学校調理業務）

予算額はいくらですか。 - 当初予算の状況 -

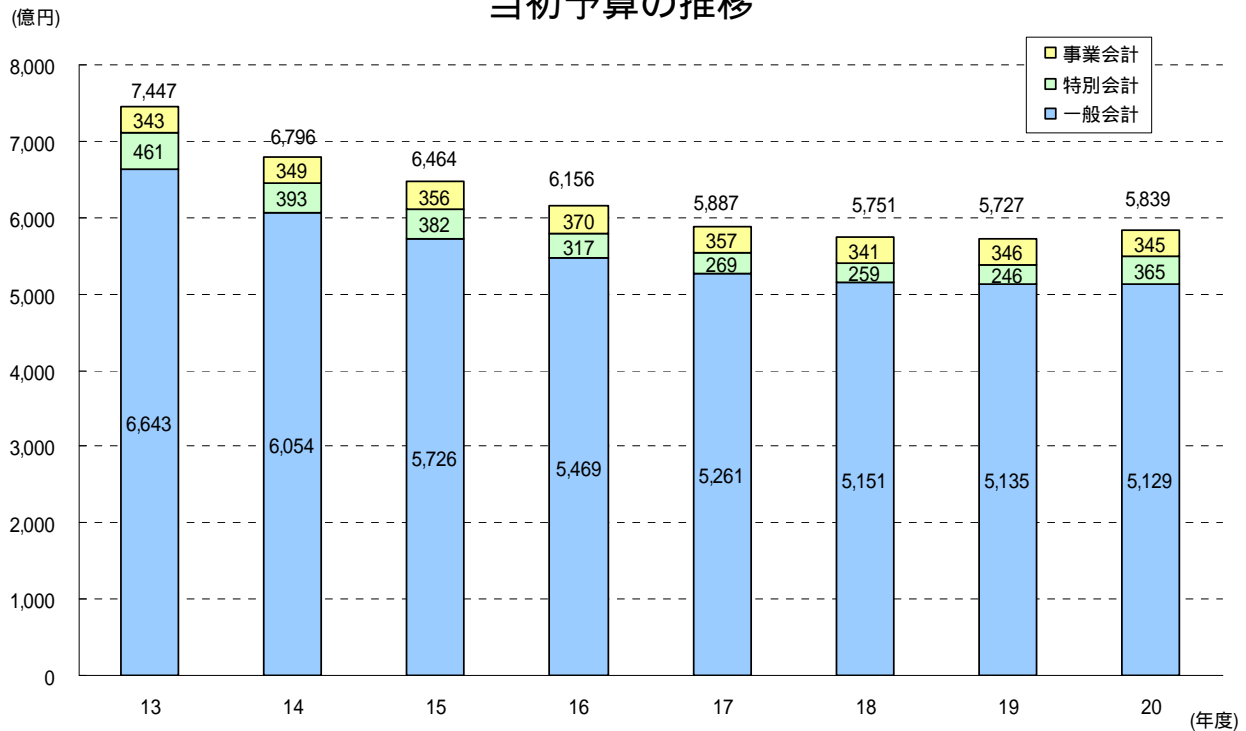
印減(単位:百万円、%)

区分	平成20年度 当初予算額 (A)	平成19年度 当初予算額 (B)	増減	
			額(A) - (B)	率 $\frac{(A) - (B)}{(B)}$
一般会計	512,919	513,545	626	0.1
特別会計	36,480	24,547	11,933	48.6
事業会計	34,457	34,589	132	0.4
合計	583,856	572,681	11,175	2.0

(注1) 上記表は、借換債充当公債費及び公債管理特別会計を除いたものです。

(注2) 一般会計については、平成19年度当初予算額から港湾整備特別会計(平成19年度3月補正で新設)分を除いた実質的な増減率は0.1%の増となっています。

当初予算の推移



(注1) 借換債充当公債費及び公債管理特別会計を除いたものです。

(注2) 平成14年度及び平成18年度は、6月現計予算額です。

(注3) 端数処理のため、内訳が合計に一致しない場合があります。

近年の**当初予算の推移**を見ますと、平成 13 年度をピークに減少傾向にあり、これは、歳入、歳出両面にわたる様々な努力と工夫により行財政改革を推進してきたことによるものです。

平成 20 年度の**一般会計の当初予算規模**は 5,129 億円で、対前年度比でほぼ横ばいとなっていますが、これは退職手当、社会保障関係経費、公債費といった義務的経費の増要因を抱えながら、新たな長期構想に基づく 8 つの重点戦略を推進する事業を盛り込む一方、厳しい財政環境を踏まえ、「石川県行財政改革大綱 2007」に基づく行財政改革の取組強化を図り、編成したことによるものです。

ひとくちメモ

一般会計

県を中心となる会計で、県行政の基本的、普遍的とも言える経費、例えば、福祉、教育、土木、警察などに要する経費について、県税などを主な財源として経理する会計をいいます。

特別会計

例えば、大学生や高校生などの方に対して無利子の奨学金を貸与している育英資金の貸付事業について、その貸付に必要なお金として、一般会計の負担のほか、過去に貸付した方から返済いただくお金を充てることとしています。このように、特定の収入をもって特定の歳出に充てる事業について、一般会計の歳入歳出と区分して経理する会計をいい、育英資金特別会計、土地取得特別会計、公営競馬特別会計、中小企業近代化資金貸付金特別会計など 13 会計があります。

公債管理特別会計

一般会計における実質的な借入ではない借換債や償還金を明確に示し、県債管理の状況や一般会計の実質的な規模などを分かりやすくするため平成 16 年度に新たに設置した会計です。

借換債

県債の借入は、一定年限の固定金利で行われていますが、借換債とは、借入先（民間金融機関等）との契約に基づき償還期間の途中で、残金をその時点の利率により借り換える（残金を全額返済し、同額を借り入れる）もので、借入残高には影響しません。

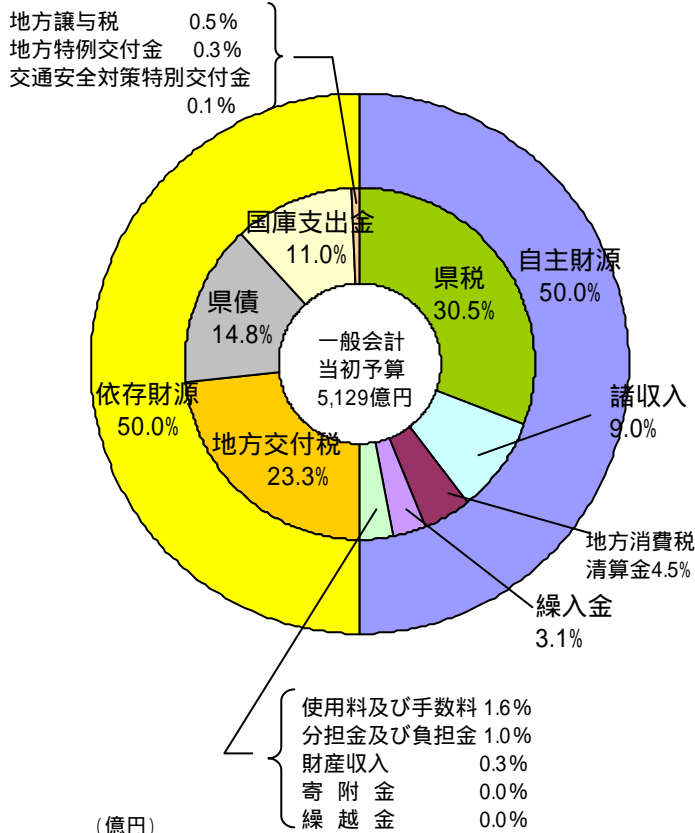
事業会計

例えば、県立中央病院や高松病院といった病院事業は、高度医療部分など一般会計が負担すべき部分を除いて、受診者からの収入をもって必要な経費を賄うことを原則としています。そうした企業的色彩の強い事業を行う会計をいい、中央病院事業会計、電気事業会計、水道用水供給事業会計など 5 会計があります。

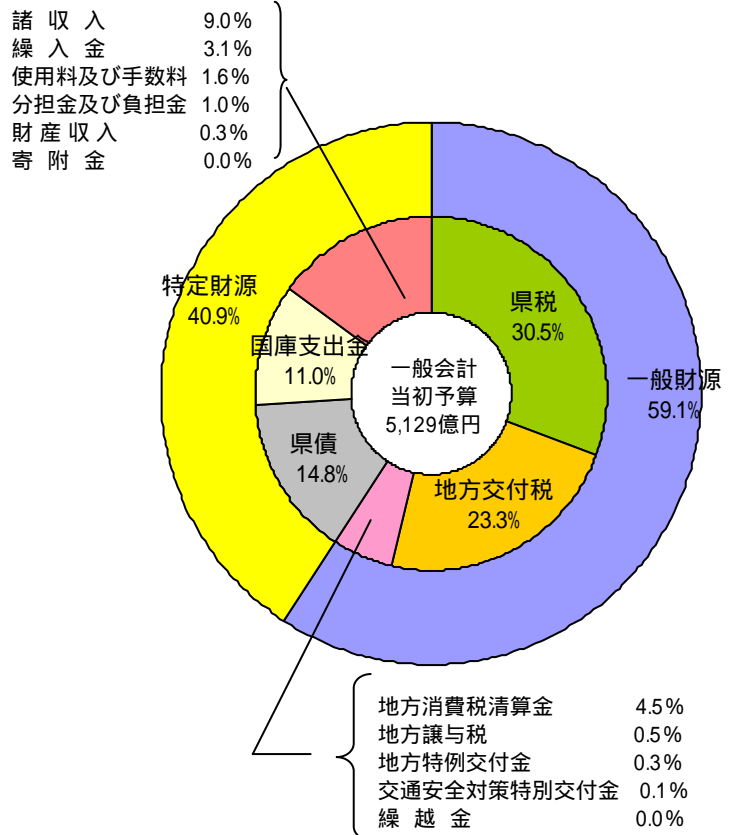
必要とするお金はどうやってまかなうのですか。

- 一般会計歳入予算 -

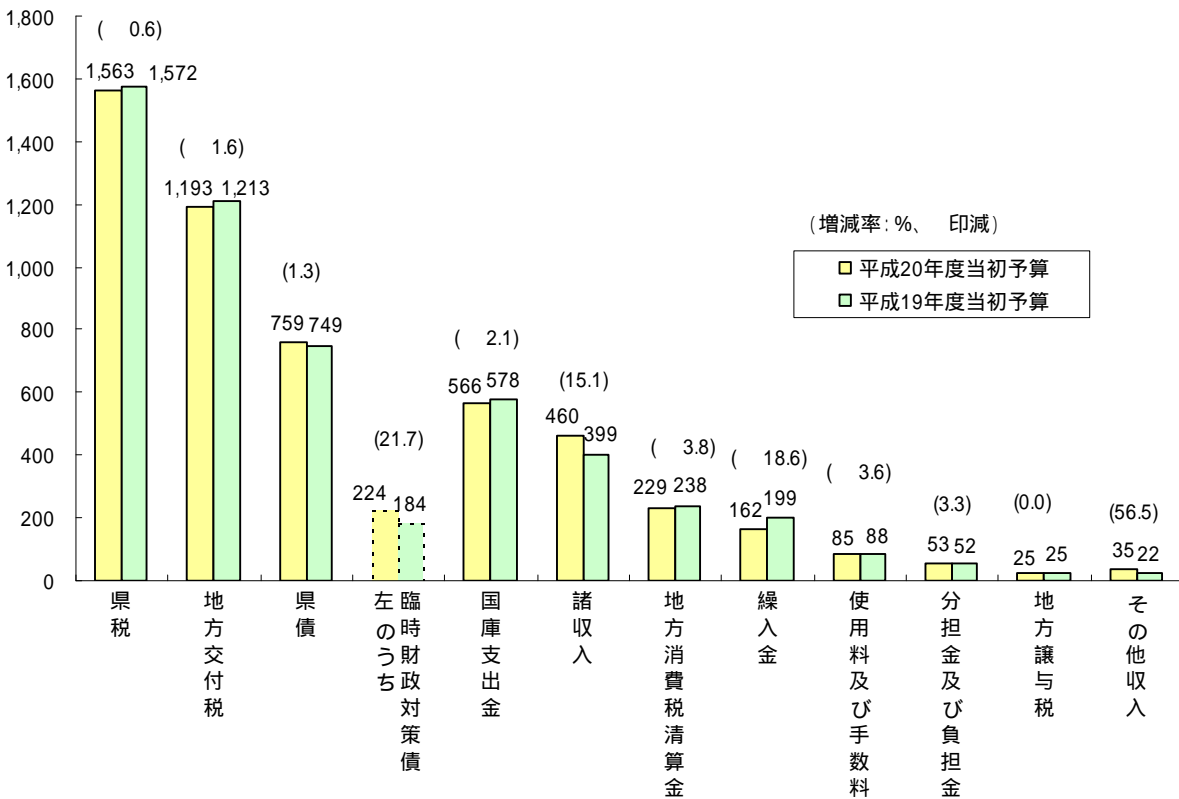
自主財源・依存財源別



一般財源・特定財源別



(億円)



(注) 円グラフ、棒グラフは端数処理のため、内訳が合計に一致しない場合があります。

歳入のうち県税の割合は30.5%となっています。また、自らの手で調達する**自主財源**の割合は50.0%、用途が特定されていない**一般財源**の割合は59.1%となっています。

県税は、個人県民税が19年度の税源移譲の平年度化の影響により増加する一方、地方消費税が、本来20年度分となるべき税収が納付期日が休日にあたることから21年度分はずれ込むため、減少することなどにより、0.6%の減を見込んでいます。また、**地方消費税清算金**を加えた**実質県税**は、対前年度比0.5%減とほぼ前年比並みを見込んでいます。

地方交付税は、対前年度比1.6%減となっていますが、**臨時財政対策債**を加えた実質交付税では「地方再生対策費」の創設などにより1.4%増を見込んでいます。

県の借金である県債は、対前年度比1.3%増となっていますが、国の財源不足のため発行する**臨時財政対策債**を除けば5.4%減となっています。

ひとくちメモ

自主財源と依存財源

県が自らの手で徴収または収納する財源を自主財源といい、国から定められた額を交付されたり、割り当てられたりする財源を依存財源といいます。

一般財源と特定財源

用途が特定されていない財源を一般財源といい、国庫支出金や県債のように用途が特定されている財源を特定財源といいます。

地方消費税清算金

地方消費税は消費地と課税地が一致しないため、これを都道府県間で調整をする必要がありますが、これを行うのが地方消費税清算金です。

実質県税

県税に歳入・歳出相殺後の地方消費税清算金を加えたもので、県税の実収入といえるものです。

地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ、必要な財源を保障するため、各地方公共団体ごとに標準的な需要額と収入額を算定し、財源不足が生じる場合に国から交付されるもので、その財源として国税5税の一定割合(所得税、酒税は32.0%、法人税は34.0%、消費税は29.5%、たばこ税は25.0%)が充てられています。

臨時財政対策債

臨時財政対策債とは、国の交付税特別会計の財源不足に対応するため特例として地方が発行するいわゆる赤字地方債で、その償還額全額が交付税で措置されるものです。このため、地方交付税と臨時財政対策債を合わせ、実質交付税と呼んでいます。

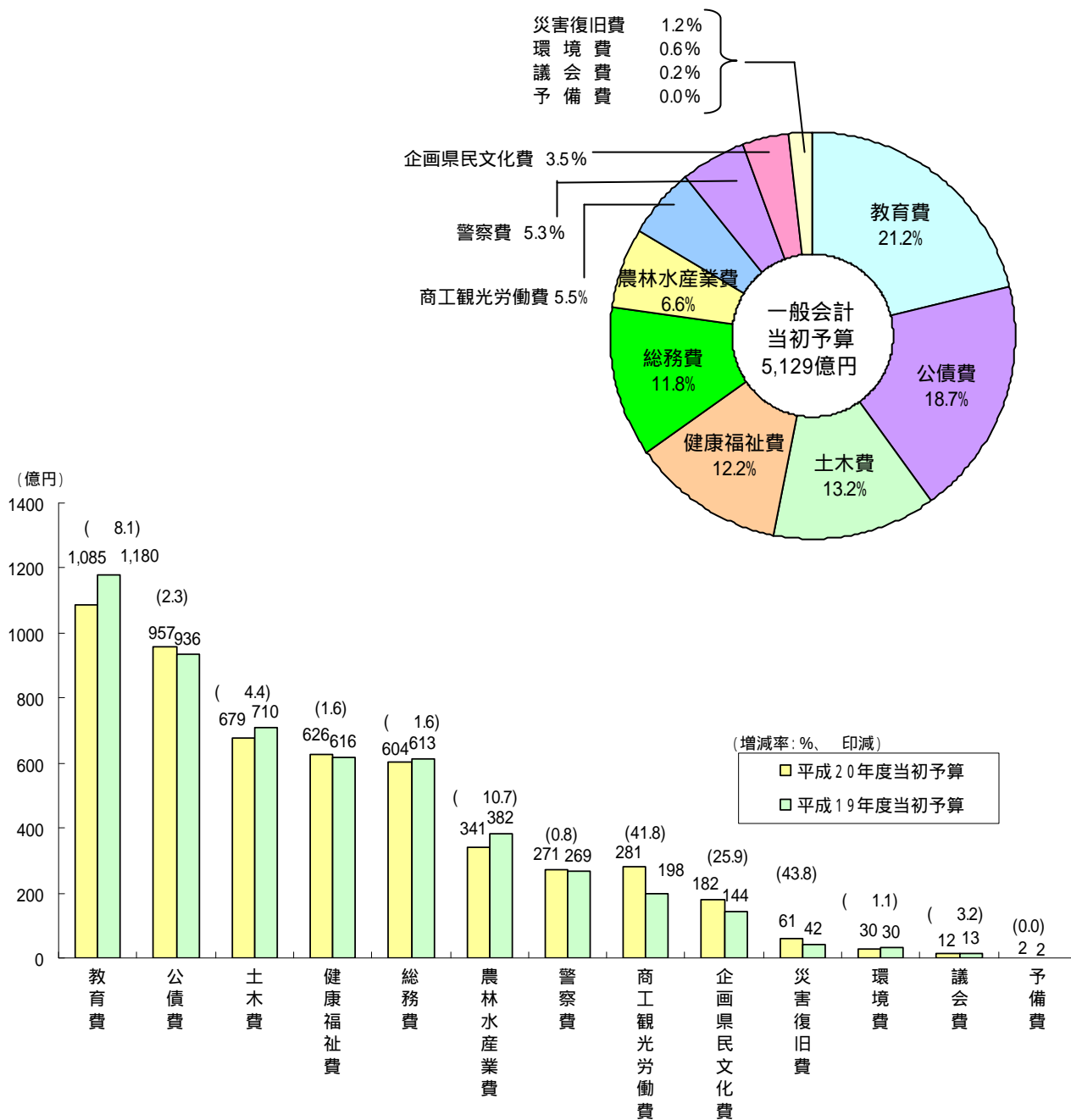
県債

県が道路などの社会資本を整備する際に、その財源として資金調達する債務のことで、債務の履行が一会計年度を越えて行われるものを指します。

いわば県の借金にあたり、後年度に負担が生じますが、耐用年数の長い社会資本の整備については後年度の世代もその恩恵を受けることから、県債を活用することは現世代の負担の軽減を図るとともに、世代間の負担の公平化を図る効果もあります。

予算はどのような目的に使われるのですか。 - 一般会計歳出予算 -

目的別（款別）内訳

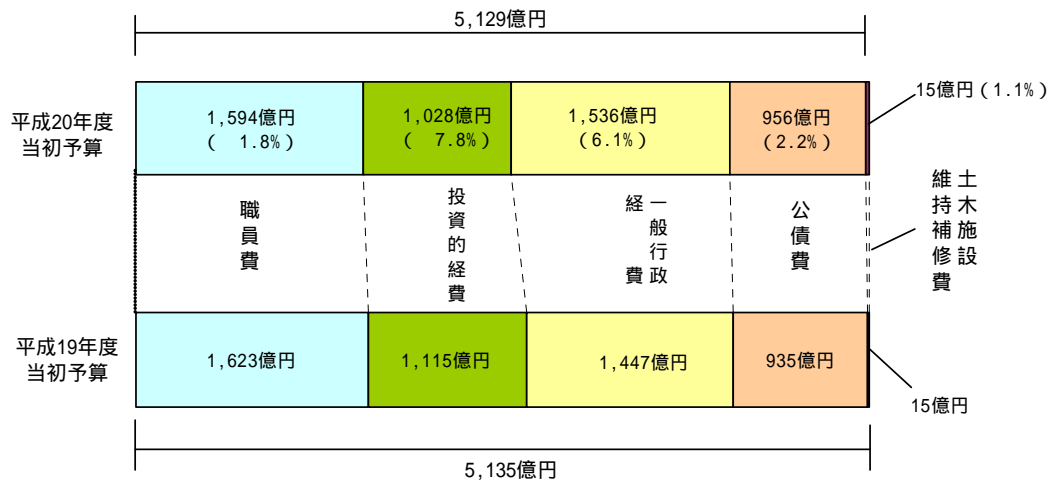
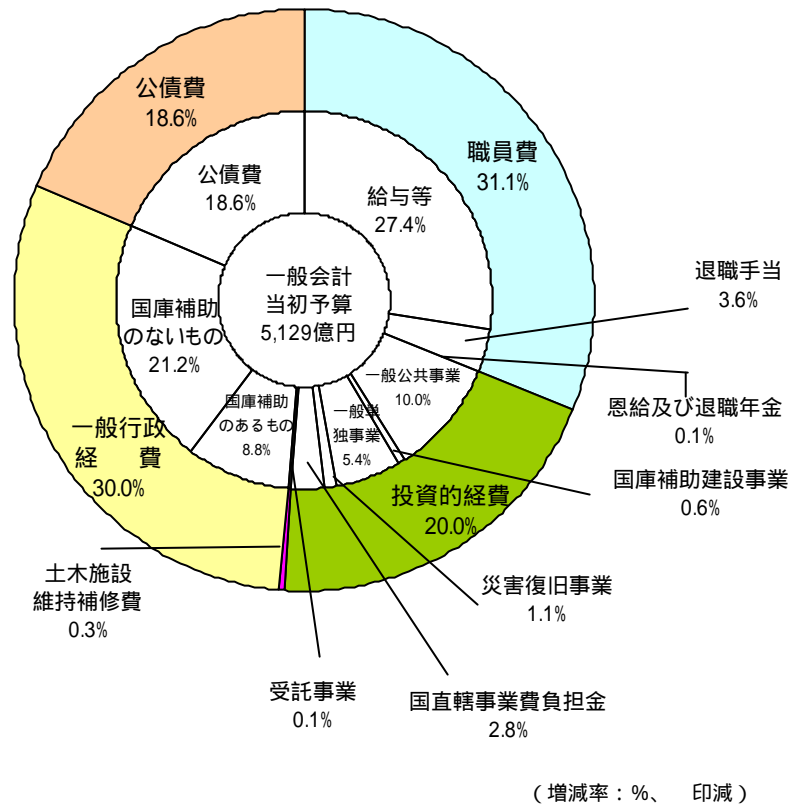


(注) 円グラフ、棒グラフは端数処理のため、内訳が合計に一致しない場合があります。

目的別（款別）にみると、構成比では、小・中・高等学校の教職員の人件費や高等学校の整備費などの教育費が21.2%と最も多く、次いで公債費、土木費となっています。

公債費の構成比は近年上昇傾向にあり、平成20年度は18.7%を占めるに至っています。

性質別内訳



(注) 円グラフ、棒グラフは端数処理のため、内訳が合計に一致しない場合があります。

職員費は、全体の約3割を占めていますが、「石川県行財政改革大綱2007」により、職員数の削減を進めた結果、退職手当については対前年度比2.8%の増を見込んだものの、給与費については2.4%の減となり、職員費全体では1.8%の減となっています。

投資的経費は、全体の2割を占めており、対前年度比7.8%減となっています。しかし、いしかわ総合スポーツセンター整備費を除けば2.3%減と、地方財政計画を下回る減少率としました。また、抑制基調の中でも、選択と集中を念頭に、北陸新幹線の建設や金沢港の整備など本県の将来の発展基盤として必要なプロジェクトや、舗装補修など生活密着型道路の整備などについては、怠りなく対応したところです。

ひとくちメモ

投資的経費

道路、学校、公営住宅の建設等その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費で、普通建設事業費及び災害復旧事業費からなっています。

普通建設事業のうち、国の補助金・負担金を受けて行う事業の大半が「一般公共事業」、国からの補助等を受けることなく独自に実施する事業が「一般単独事業」です。

一般行政経費

すべての行政事務に要する経費から、職員費、投資的経費、維持補修費、公債費を除いたものですが、一般的には、投資的経費がハード整備に要する経費であるのに対し、一般行政経費は観光振興、産業振興、少子化対策、環境対策などのソフト事業に要する経費といえます。

公債費

地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額で、借金の返済に要する経費をいい、職員費、扶助費（扶助費とは、医療・介護関連経費や子育て支援施策、障害者施策に要する経費などをいいます。）とともに義務的経費です。

（コラム） 税収の偏在是正と地方再生対策費について

現在、各地方公共団体は、歳出削減に懸命の努力を続けていますが、一方で地方交付税が低く抑えられているため、特に財政力の弱い地方公共団体では、厳しい財政運営を強いられています。また、近年の景気回復に伴い法人関係税（法人事業税と法人住民税）の税収が急速に回復しましたが、大都市をはじめとした経済力が大きく企業が集中している地域と、そうでない地域との間で税収の差がますます広がる傾向にあります。

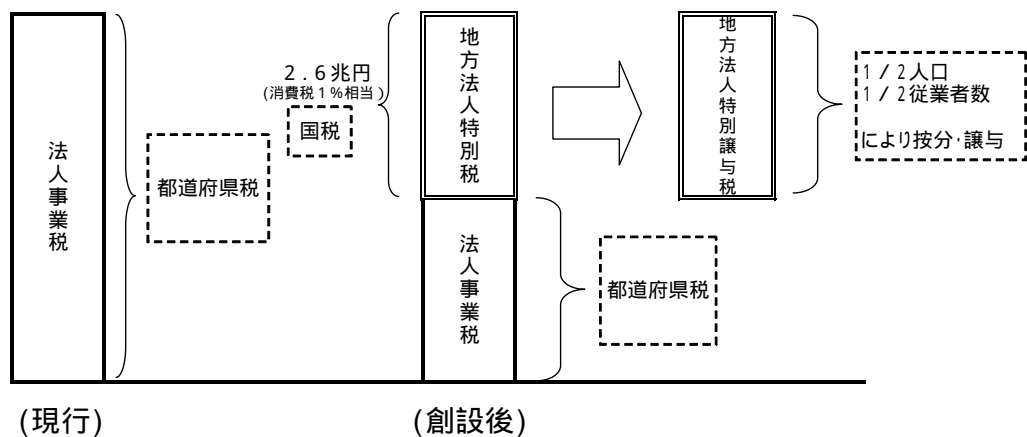
こうした状況を背景として、地方公共団体間の財政力の格差をどのように是正していくかが大きな課題となっています。このため、地方公共団体間の財政力の調整に重要な役割を果たしている地方交付税の総額をしっかりと確保し、さらに増やしていくとともに、地域による税収の偏り（税収の偏在度）が小さく安定した税収が見込める地方税の仕組みをつくる必要があります。

国ではこうした方向に沿って、税の仕組みを抜本的に見直す際、税収の偏在度が小さく安定した税収が見込める地方消費税の充実と、税収の偏在度が大きい地方の法人に対する課税のあり方の見直しを含む地方税改革に取り組むこととしています。

そのための第一歩として、都道府県税である法人事業税の一部（2.6兆円）を切り離して国税の「地方法人特別税」を新たに作り、その収入額と同額を「地方法人特別譲与税」として人口と従業者数をも

とに都道府県に再配分することとなりました。

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の創設(イメージ)



平成 21 年度からこの譲与税が配分されることになっており、この結果、大都市など企業が集中する地域からそうでない地域へと税収が移り、偏在是正が行われることとなります。

一方、地方財政制度では税収が増えれば地方交付税が減る仕組みとなっているため、偏在を是正し税収が増えた分、地方交付税が減らないよう、平成 20 年度から「地方再生対策費」が新たに設けられました。これは地方が自主的・主体的に取り組む地域活性化施策に必要な経費として、地方交付税等により、市町村も含め、特に財政状況の厳しい地域に重点的に配分されることとなっています。

地方再生対策費は、平成 20 年度の全国総額が 4,000 億円となっており、総務省の試算では本県分は約 22 億円と見込まれています。

第2 石川県の財政状況

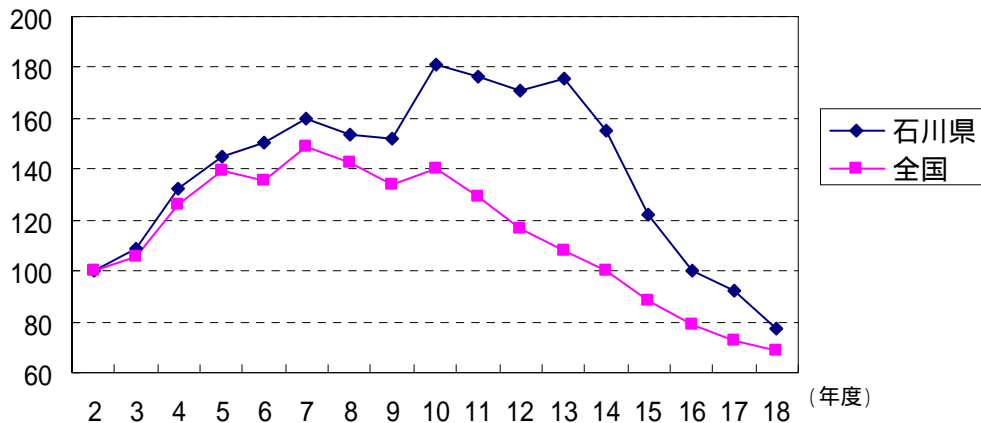
近年の財政状況はどうか。

1 景気対策のために積極的に公共投資を実施

本県では、バブル経済が崩壊した平成4年度以降、国の経済対策に呼応し、積極的に社会資本の整備に取り組んできました。また、他県が公共投資を抑制し始めた平成11年度以降も数年にわたり、景気対策のために他県に比して高水準の公共投資を実施してきました。

この間、能登空港、小松駅連続立体交差事業、金沢外環状道路といった交通ネットワークや県立音楽堂、金沢城公園菱櫓などといった文化発信のためのプロジェクト、総合養護学校、県立大学、いしかわ総合スポーツセンターなどの福祉・教育施設、さらには、下水道などの生活に密着した社会資本まで格段に整備が進み、県民生活の利便性や質の向上に大きく寄与してきました。

普通建設事業費の推移(H2 = 100とした指数)



(注1) 普通建設事業費とは、公共投資(投資的経費)のうち災害復旧費を除いたものです。

(注2) 平成2年度を100とした指数です。

(注3) 一般会計と特別会計の一部を合算した指数です。

この結果、公共投資(普通建設事業費)の標準財政規模に対する割合は、平成18年度は全国18位(平成17年度は全国12位)と低下傾向にあるものの、依然として全国平均を上回る水準になっています。

区 分	石川県		全国平均
		全国順位	
平成18年度普通建設事業費 標準財政規模	41.7%	18位	31.0%

(注)1 普通建設事業費とは、公共投資(投資的経費)のうち災害復旧費を除いたものです。

2 全国順位は高い方からの順位です。

ひとくちメモ

標準財政規模

地方税、普通交付税などの毎年度経常的に収入される一般財源(使途の特定されていない財源)のことで、各地方公共団体の標準的な財政規模を示すものです。

2 多額の県債発行により増高する県債残高

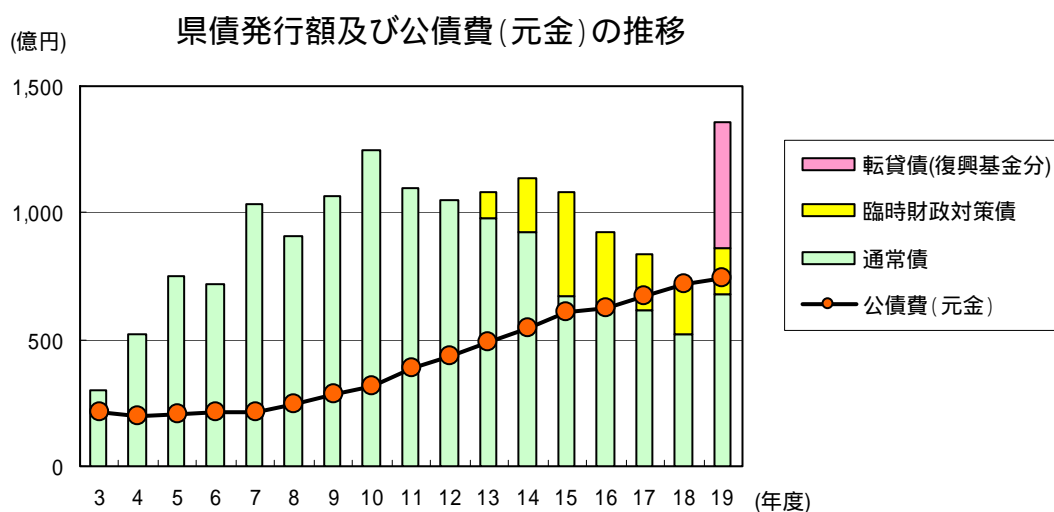
積極的に公共投資を行った結果、その財源である県債の発行額も多くなり、県債残高は年々増高してきました。

これに、地方交付税の一部をいわゆる赤字地方債に振り替えた、実質交付税である「臨時財政対策債」の発行も加わりました。

この結果、県債残高は平成14年度に1兆円を突破するとともに、標準財政規模に対する割合も、平成18年度で全国5位(平成17年度と同)と極めて高い水準になっています。

また、平成19年度は、能登半島地震からの復旧・復興のための転貸債(500億円・下のグラフの注2参照)や災害復旧事業費を含め、1,360億円の県債を発行しました。

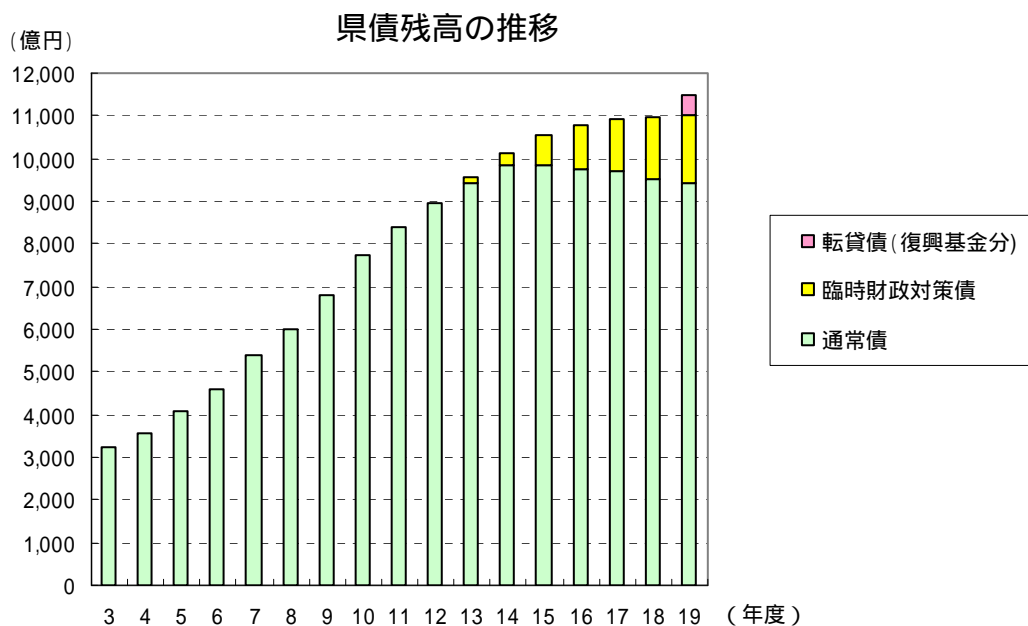
なお、県債の償還費である公債費(元金)は平成3年度の約3.4倍の水準となっており、本県財政の大きな圧迫要因となっています。



(注1) 県債発行額及び公債費(元金)は一般会計決算額で、借換債及び特定資金公共投資事業債分を除きます。

(注2) 転貸債とは、復興基金(500億円)の造成に必要な資金を(財)能登半島地震復興基金に貸し付けるために発行したものです。

(注3) 公債費(元金)は繰上償還分を除きます。



(注) 特定資金公共投資事業債を除きます。

区 分	石川県		全国平均
	全国順位		
平成18年度末県債残高 標準財政規模	3.99倍	5位	3.04倍

(注) 全国順位は高い方からの順位です。

区 分	平成3年度	平成19年度	伸 率
県民1人当たり県債残高	276,707円	985,806円	256.3%
県民1人当たり公債費	33,824円	79,359円	134.6%

(注) 特定資金公共投資事業債を除いたものです。

3 税収の動向と地方交付税の大幅削減の影響

バブル経済崩壊後の長引く景気低迷や国の政策減税の影響を受け落ち込んでいた県税収入は、所得税から個人県民税へ税源移譲が行われたこともあり、4年連続で対前年度比がプラスとなる見込みとなりました（平成19年度は実質県税で10.4%増）。

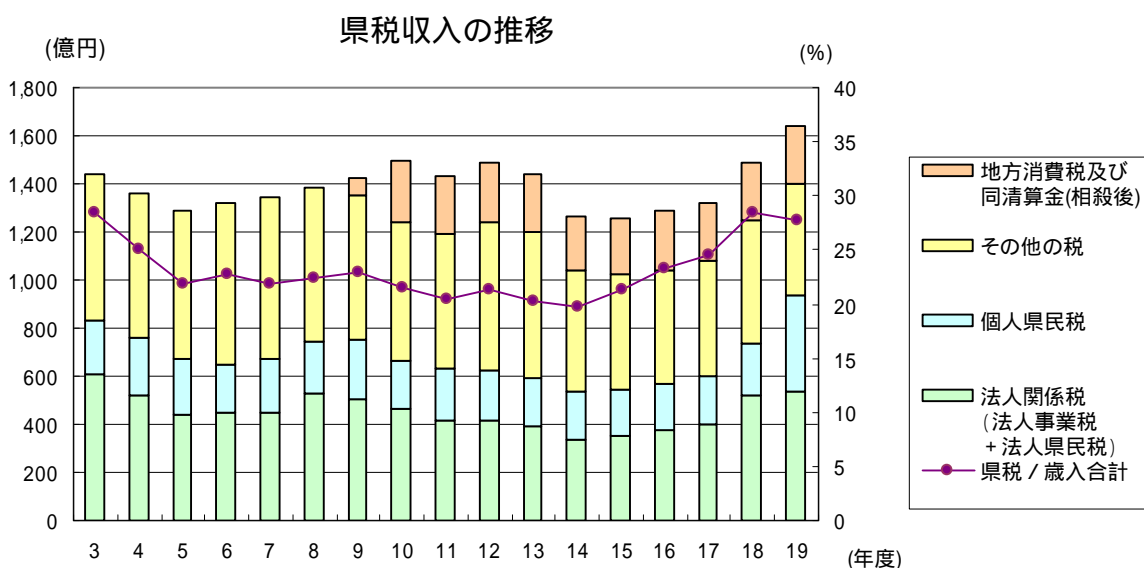
しかし、県税収入の太宗を占める法人関係税は、全体としては堅調に推移しているものの、業種や企業規模によりバラツキが見られ、原油高やこれを背景とした原材料価格の高騰などによる企業収益の悪化も懸念されることから、今しばらくその動向を見極める必要があります。

また、平成16年度には「三位一体の改革」の名の下で実質交付税が大幅削減(全国約3兆円、石川県224億円) されました。過去に例を見ない大幅な削減が突如、一方的に行われ、歳出の追加削減など様々な努力と工夫を行ったものの、結果として多額の基金の取り崩しを余儀なくされました。

平成20年度の地方財政計画で、「地方再生対策費」が創設され、実質交付税の総額は5年ぶりに増額となったものの、依然として大幅削減の影響は大きく残っており、行財政改革の取り組みを拡充・強化して、収支不足額を圧縮する努力を続けています。

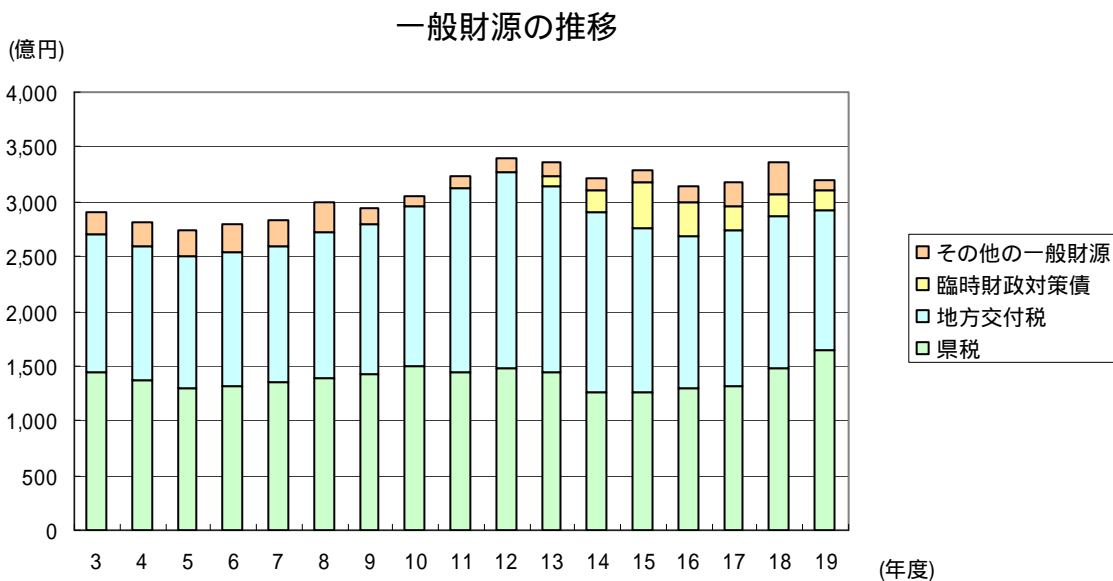
区 分	平成3年度	平成19年度	伸 率
県民1人当たり財政規模	435,478円	506,367円	16.3%
県民1人当たり県税収入	124,178円	140,666円	13.3%

(注) 県民1人当たり県税収入の平成19年度は実質県税収入です。



(注1) 平成9年度以降については実質県税収入であり、平成19年度は決算見込額です。

(注2) 県税 / 歳入合計の歳入合計は、借換債を除いたものです。



(注) 県税は平成9年度以降については、実質県税収入であり、平成19年度は決算見込額です。

4 減少する基金残高

本県では、県税収入が好調だった平成元年度から4年度にかけて、将来に備えて基金（県の貯金）を積み立て、その後も極力その取り崩しを抑制してきました。その結果、平成15年度末までは、財政調整基金及び減債基金の2基金の残高が約600億円と財政規模からみると全国上位の水準を維持してきました。

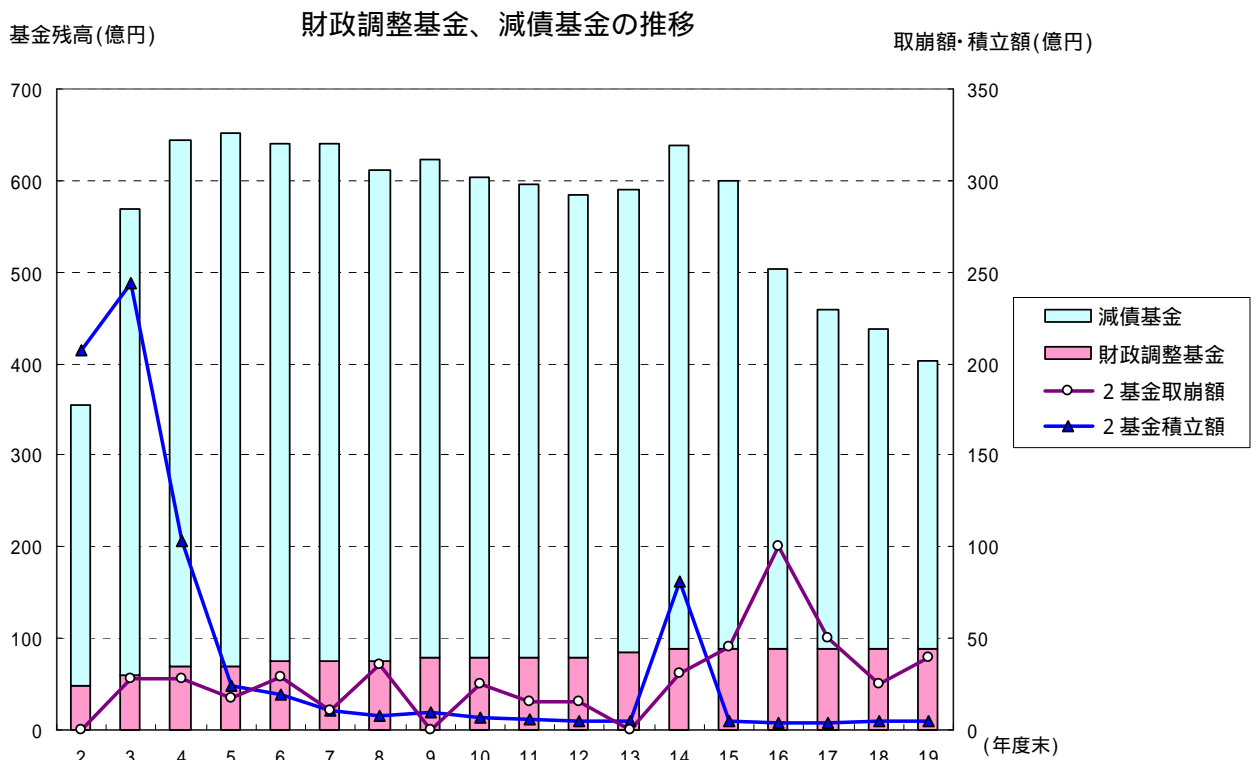
しかし、実質交付税の大幅削減や県債の償還費である公債費、高齢化社会の進展による社会保障関係経費などの増加という厳しい財政状況の下、平成16年度から平成19年度にかけて、財政調整基金及び減債基金で215億円の取り崩しを行った結果、平成19年度末のこれらの2基金の現在高は約400億円にまで減少しました。

また、平成20年度当初予算においても財政調整基金、減債基金の2基金で80億円の取り崩しを余儀なくされており、今後もこうした傾向が続けば、これらの基金は数年で枯渇することとなります。

区 分	石川県		全国平均
	全国順位		
平成18年度末基金残高 標準財政規模	15.9%	5位	6.9%

(注) 1 基金は財政調整基金と減債基金の合計です。

2 全国順位は高い方からの順位です。



(注) 平成14年度末の減債基金の増は、県庁舎整備基金約76億円を積替えたことによるものです。

5 財政指標も悪化

平成18年度の財政指標を見ると、財政の弾力性を示す経常収支比率は、平成17年度の92.9%から92.8%（全国平均93.6%）と税収の大幅な伸びにより横ばいとなっていますが、社会保障関係経費や退職手当といった義務的経費の増加により、今後は悪化することが見込まれます。

また、公債費による財政負担の度合いを示す実質公債費比率についても、指標ができた平成17年度の11.9%から13.4%（全国平均14.4%）となっており、公債費の増加により悪化しています。

区 分	石川県		全国平均
		全国順位	
平成18年度経常収支比率	92.8%	18位	93.6%
平成18年度実質公債費比率	13.4%	17位	14.4%

(注) 全国順位は低い方からの順位です。

ひとくちメモ

経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、地方税、普通交付税を中心として毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）が、人件費、扶助費、公債費等の毎年度経常的に支出される経費（経常経費）にどの程度充当されているかをみるもので、経常経費に充当される一般財源総額が経常一般財源総額に占める割合をいいます。この値が低いほど、弾力性があり健全であると言えます。

実質公債費比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断するための指標のひとつで、県債の償還について地方交付税により財政措置される部分を除いて実質的にみた場合、標準的な財政規模に比してどの程度の公債費負担を負っているかを示す起債制限比率に、公営企業の元利償還金への繰出金や一部事務組合等の元利償還金への補助金など実質的に公債費に準ずるものを算入数値に加えたものです。

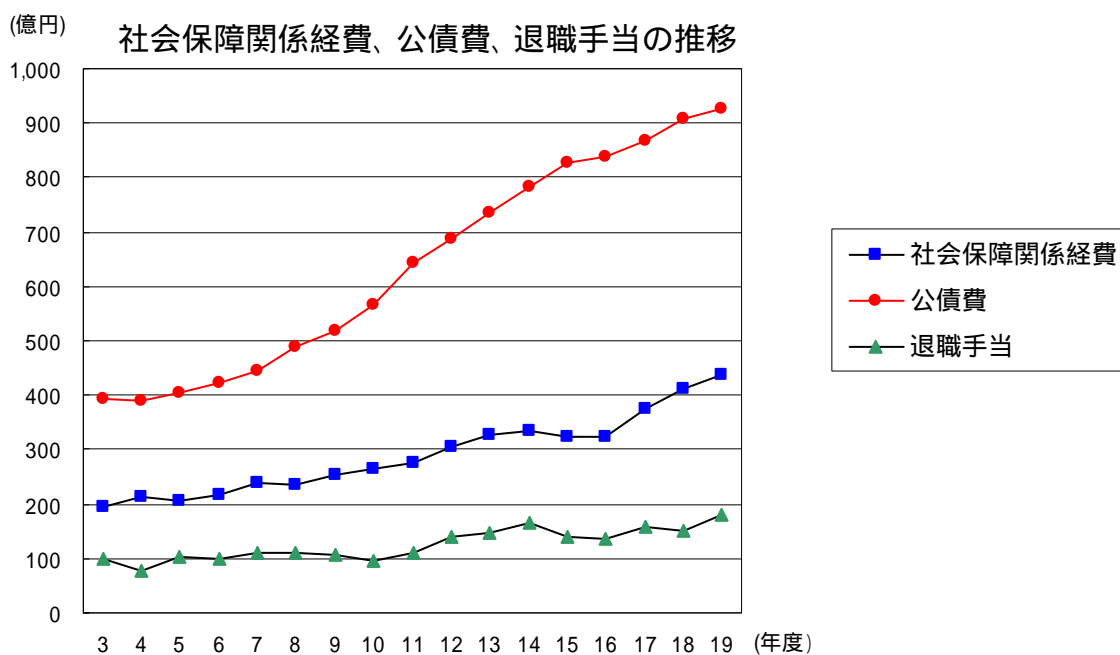
今後の財政見通しはどうなりますか。

1 厳しさ続く地方財政

平成20年度の地方財政計画では、前述のとおり「地方再生対策費」が創設されましたが、平成16年度の実質交付税の大幅削減を補いきれるものではなく、また、政府の「経済財政改革の基本方針2007」（骨太の方針2007）において、「歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国、地方を通じ、引き続き「基本方針2006」に則り、最大限の削減を行う」こととされており、地方財政全体の歳出の抑制基調は変わっていません。また、地方財政制度の仕組み上、県税収入が伸びても、臨時財政対策債を含めた実質交付税が減少することになり、地方財政は引き続き厳しい状況が続くこととなります。

2 急増する公債費負担に加え、社会保障関係経費や退職手当も増高

これまで発行した県債の償還費である公債費が急増し、財政の大きな圧迫要因となっています。これに加え、高齢化社会の進展により医療・介護関連経費などの社会保障関係経費も、三位一体の改革による県事業の市町移管などの制度改正分を除けば、確実に増加してきています。そして、これらの経費は今後も大きく伸びることが見込まれます。また、平成19年度からは、団塊の世代の職員の大量退職により退職手当も急増しています。



(注1) 公債費は、借換債充当公債費、特定資金公共投資事業債、繰上償還を除いたものです。

(注2) 平成19年度は決算見込額です。

3 今後数年間で巨額の収支不足が発生

こうした財政状況を踏まえ、平成18年10月に「財政の中期見通し」を作成し、平成19年度から平成23年度までの財政収支を見積もりました。

一定の仮定のもとでの機械的な試算ですが、特段の対策を取らない自然体を見積もりだと、5年間累計で1,170億円程度の収支不足となります。

これに対して、今後特に急激な増加が見込まれる退職手当や公債費の平準化対策として、退職手当債の発行や公債費の償還期間の延長を実施すると、5年間累計で740億円程度まで圧縮できるものの、依然巨額の収支不足が見込まれます。

財政の中期見通し・当面の対策後(H19~23)

		(単位:億円)						当面の 対策額
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	
歳入	税・交付税等	3,380	3,380	3,410	3,420	3,430	3,460	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">(180) 退職手当債の 発行</div>
	国庫支出金	630	640	640	640	640	640	
		(0)	(50)	(50)	(30)	(20)	(30)	
	県債	510	590	570	530	520	530	
	その他	590	600	580	580	580	580	
	計	5,120	5,220	5,200	5,170	5,170	5,210	
歳出	職員費	1,600	1,640	1,620	1,600	1,580	1,580	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">(250) 公債費の償還 期間の延長</div>
	うち退職手当	130	180	180	160	150	160	
	投資的経費	1,230	1,310	1,240	1,210	1,210	1,210	
	維持補修費	20	20	20	20	20	20	
	一般行政経費	1,420	1,460	1,500	1,520	1,550	1,580	
	うち社会保障関係経費	430	460	480	500	520	540	
		(0)	(20)	(30)	(50)	(70)	(80)	
	公債費	910	940	970	970	980	980	
計	5,170	5,360	5,340	5,310	5,330	5,370		
収支不足額(-)		(0)	(70)	(80)	(80)	(90)	(110)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">収支不足額累計 (430) 740</div>

(注1) 決算見込みベースでの試算です。

(注2) 10億円単位で端数処理を行ったため、内訳が計に一致しない場合があります。

(注3) 平成18年度の税・交付税等のうち核燃料税は38億円です。

(注4) 一定の仮定のもと機械的に試算したものであり、今後の社会経済情勢や地方財政対策等の動向により異動を生じます。

(注5) 上段()書きは、当面の対策効果額を表します。

<退職手当債の発行（180億円）>

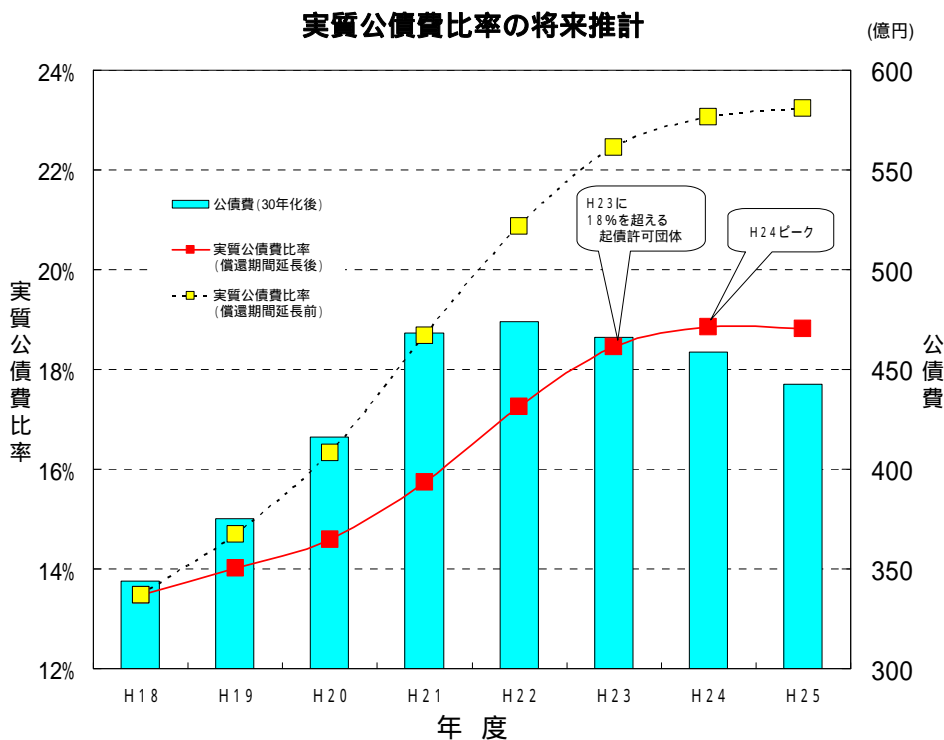
団塊の世代の大量退職等に伴う退職手当の大幅な増加に対処するため、定員・人件費適正化計画を定め、総人件費の削減に取り組む団体について、平年度ベースの標準的な退職手当額を上回る額について、許可により発行が認められる起債で、平成27年度までの特例措置。平成18年度を上回る額全額について発行できるものと仮定して試算。

<公債費の償還期間の延長（250億円）>

銀行等引受債は、原則20年償還で借入れているが、今後は、公債費の平準化を図るため、施設等の耐用年数も考慮し、原則30年償還で借入れるものとする。これに合わせ、既に発行した分についても、借換時に償還期間を延長し、トータルで30年償還とするもの。

4 実質公債費比率も大幅に悪化

また、実質公債費比率については、下のグラフにお示ししたとおり、「財政の中期見通し」をベースに現時点で将来推計をいたしました。この結果、公債費の償還期間の延長（20年→30年）等により、公債費の負担の平準化に努めているものの、平成23年度には、県債の発行に国の許可が必要（起債許可団体）となる18%のラインを突破する見通しとなっています。



起債許可団体への転落を防止し、新長期構想の実現といった今後の財政需要に備えるためにも、更なる対策を講じ、自立的かつ持続可能な行財政基盤を確立することが急務です。そのためにも、「石川県行財政改革大綱2007」に基づき、引き続き歳入の確保や職員費の削減、一般行政経費・投資的経費の抑制など歳出全般にわたる聖域なき見直しを行うことが必要となっています。

財政健全化法とは？

夕張市のような地方公共団体の財政破たんを未然に防ぎ、県や市町村の財政を健全化することを目的として、従来の地方財政再建促進措置法に代わり、昨年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）が成立しました。

地方公共団体の財政破たんとは、財政状況が悪化し、赤字などがある一定の基準を超えた状況（従来の法律では「財政再建団体」、新たな法律では「財政再生団体」と呼んでいます。）を言います。財政が破たんすると、国の関与のもと、税金や公共料金を引き上げる一方、住民サービスを切り詰めるなど、住民の方々の生活に大きな影響を及ぼすことになります。

従来の法律は、都道府県の場合、普通会計（一般会計と一部の特別会計）の赤字額が標準財政規模の5%以上になるといきなりレッドカードが出て「財政再建団体」となり、イエローカードともいえる注意喚起の段階がありませんでした。また公営企業会計などにいくら累積赤字があっても財政再建団体とならず、地方公共団体全体の姿を反映したものではありませんでした。

今回の財政健全化法は、「早期健全化」（イエローカード）と「財政再生」（レッドカード）の2段階で財政悪化をチェックするとともに、公営企業会計なども合わせた連結決算により地方公共団体全体の財政状況をより明らかにしようとするものです。

【従来の財政再建法と財政健全化法との比較表】

	従来の財政健全化法	財政健全化法
再建の仕組み	いきなり財政再建団体(レッドカード)となり、その前に健全化を図る段階がありません。	財政再生団体(レッドカード)の前に、早期健全化団体(イエローカード)の段階が設けられました。
財政の状況を計る対象	地方公共団体の本体だけが対象で、公営企業(下水道・病院など)・一部事務組合・第三セクターなどの経営状況は考慮されません。	地方公共団体の本体に公営企業・一部事務組合・第三セクターなども加えて判断するようになりました。
財政の状況を計る方法	単年度の現金収支(フロー)のみです。	単年度の現金収支(フロー)に加えて、過去からの累積(ストック)に基づく基準ができました。

健全度の判断方法は？

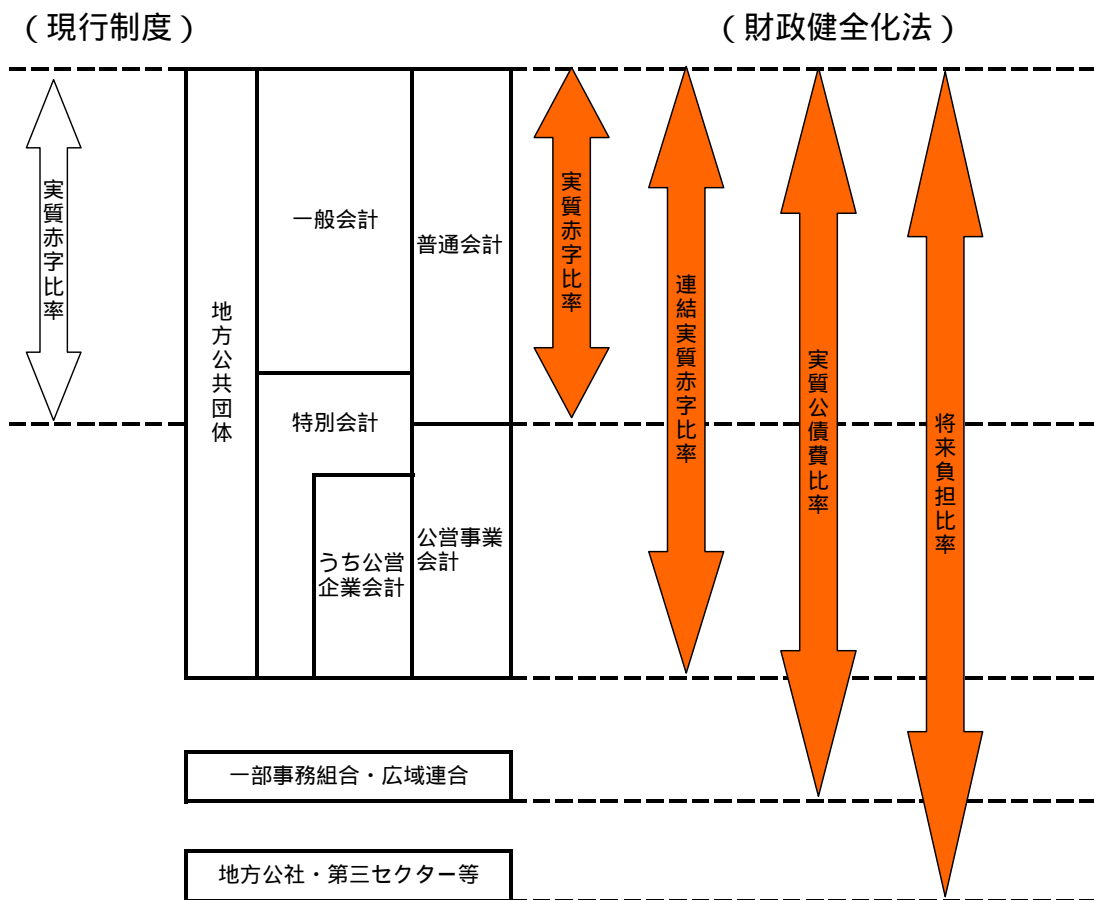
次の4つの比率のいずれかが早期健全化基準()を超えると「早期健全化団体」に、それより悪い財政再生基準()を超えると「財政再生団体」となります。

- (1) 実質赤字比率：普通会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合()：3.75%、()：5%)
- (2) 連結実質赤字比率：全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合()：8.75%、()：15%()
- (3) 実質公債費比率：全会計等が負担する公債費が標準財政規模に占める割合()：25%、()：35%)
- (4) 将来負担比率：全会計等が将来負担する可能性のある債務(借金等)が標準財政規模に占める割合()：400%、()：なし)

(注) 上記の率は都道府県の場合です。

() 連結実質赤字比率の財政再生基準については、経過的にH21、22が25%、H23が20%となっています。

健全化判断比率等の対象について



早期健全化団体や財政再生団体になると？

早期健全化団体や財政再生団体は、それぞれ、議会の議決を受けて財政健全化計画や財政再生計画を策定、公表するとともに、その実施状況を毎年度議会へ報告し公表することになります。

また、財政再生団体は、財政再生計画の策定に当たっては、議会の議決のほか、総務大臣の同意を受ける必要があります（同意がない場合は災害復旧事業等を除き地方債の起債ができません。）。さらに、財政再生計画どおりに実施していない場合は、総務大臣が予算の変更を勧告できるなど、国がより強く関与することになります。

今後のスケジュールは？

健全化を判断する比率は平成19年度決算から公表(平成20年度中)することとなっています。また、平成20年度決算からは比率の公表と併せて、基準を超える地方公共団体に財政健全化計画や財政再生計画の策定が義務付けられる(平成21年度中)こととなります。

どのように対応するのですか。

1 厳しい財政状況の下での財政健全性の維持

平成 19 年 3 月に策定した「石川県行財政改革大綱 2 0 0 7」では、財政の中期見通しを踏まえ、以下のとおり財政運営を見直すことにより、行政のスリム化と財政の健全性の維持を図ることとしております。

～ 財政の健全性維持に向けた基本方針と 5 つの柱 ～

(基本方針)

県債残高の抑制

臨時財政対策債を除き、県債残高を前年度以下の水準に抑制

基金残高の確保

減債基金等の取り崩しを極力抑制し、今後の公債費負担の増等に対応できる基金残高を確保

(5 つの柱)

1 歳入の確保

- ・ 税収の確保（個人住民税徴収対策の強化、滞納整理の促進など）
- ・ 広告収入の確保
- ・ 受益者負担の見直し、適正化
- ・ 遊休財産の整理、処分
- ・ 多様な公金収納方法の検討

2 定員適正化計画の見直しと職員費の削減

- ・ 知事部局の職員数を 5 年間（平成 19～23 年度）で 250 人程度削減 職員費の抑制
- ・ 給料、諸手当等の見直し

3 一般行政経費の縮減

- ・ 管理的経費の抑制
- ・ 各種補助金等の見直し（助成目的の達成状況、市町との適正な役割分担及び費用対効果等の観点から廃止・重点化）

4 投資的経費の抑制

- ・地域経済、雇用情勢に配慮しつつ、標準財政規模に対する投資的経費の割合（平成17年度=51.8%（全国12位）、平成18年度=41.7%（全国18位））を全国平均を目途に順次抑制
- ・大規模施設整備の見直し
- ・施策目的に沿った公共事業の重点化
- ・ローカルルールによる効率的、効果的な社会資本の整備
- ・県単施設整備費補助制度の見直し

5 財政運営の工夫による負担の平準化

- ・公債費の償還期間の延長
- ・基金の有効活用
- ・退職手当債の発行
- ・行政改革推進債の発行

3 「石川県行財政改革大綱2007」に基づいた平成20年度の主な取り組み（抜粋）

厳しい財政状況の下での財政健全性の維持

歳入の確保

- ・市町での個人住民税の徴収支援のための専任職員の配置
- ・動産の差押えとインターネット公売の活用
- ・自動車差押え用タイヤロックの導入
- ・印刷物への広告掲載、ホームページにおけるバナー広告掲載
- ・遊休財産の整理、処分

定員適正化計画の見直しと職員費の削減

- ・職員費の抑制のため、知事部局において5年間（H19～23）で職員数を250人程度削減
- ・常勤特別職の給与減額、期末手当10%減額の延長
- ・管理職手当の定額化及び10%減額の延長

一般行政経費の縮減

- ・総務事務管理室を設置し、本庁の給与・旅費事務等を更に集約
- ・各部局の公用車運行管理業務を集約し、総務部に一元化
- ・各種補助金などの見直し

多子世帯子育て支援制度の見直し（対象を低所得者に重点化）
猫の不妊・去勢手術への助成の廃止（飼い主自らの責任による適正飼育の推進）
ゆったりマイホーム建設費補助制度の廃止（優良住宅の普及という目標を達成）
青果物価格安定対策補助制度の見直し（基金造成等のルール見直し）

投資的経費の抑制

- ・ローカルルールを活用促進
- (1.5 車線の道路・農道の整備、河川の石積護岸再生・ピンポイント改良、既存道路敷を活用した直進レーン・右折レーンの設置)

財政運営の工夫による負担の平準化

- ・高利県債（公的資金）の繰上償還（H19～21で16,628百万円）
- ・公債費償還期間の延長（原則20年→30年）
- ・基金からの借入れによる財政負担の平準化
- ・人件費の削減による将来の財政負担軽減の範囲内での退職手当債発行による退職手当負担の平準化
- ・行財政改革による将来の財政負担軽減の範囲内での行政改革等推進債発行による当面の財政負担の軽減

時代の変化や市町・民間との役割分担を踏まえた県行政の守備範囲の見直し

事務事業の廃止、市町・民間への移管

- ・名古屋事務所を廃止し、新たに「名古屋観光物産案内所」（観光連盟）を設置
- ・県立美術館喫茶室の民営化
- ・市町への派遣社会教育主事の引き揚げ・教育事務所社会教育課の廃止

公社外郭団体等の見直し

- ・いしかわまちづくりセンターと石川県建設技術センターの統合
- ・住宅供給公社の分譲宅地の早期売却と廃止に向けた準備
- ・いしかわ女性基金に対する支援方法の見直し（貸付金から事業費補助に変更）

特別会計・事業会計事業の見直し

- ・金沢競馬の経営の健全化（経営改善計画（計画期間：平成19～21年度）に基づいた取り組みの推進）
- ・電気事業の民間への譲渡に向けた取り組み

事務処理の工夫や資産の適正管理による業務の効率化

民間ノウハウの活用

- ・指定管理者導入施設の拡大（青年の家、少年自然の家、自然史資料館、いしかわ総合スポーツセンター、武道館、卯辰山相撲場）
- ・外部委託の拡大・民間派遣職員等の活用（本庁舎電話交換業務、県立美術館受付・監視業務、子どもの健全育成等支援業務（いしかわ子ども交流センター）、金沢城公園菱櫓等料金徴収・案内業務、警察学校調理業務など）

- ・地方独立行政法人制度等の活用検討

事務処理の工夫による業務の効率化・適正化

- ・ITの活用による業務の効率化（住民基本台帳ネットワークの利用拡大）

（コラム）

公的資金の補償金免除繰上償還について

国は、地方公共団体の公債費の負担を軽減するため、徹底した人件費削減などの行政改革や経営改革に取り組む地方公共団体を対象として、平成19年度から21年度までの3年間に限り、5兆円規模の高金利の公的資金について、繰上償還した場合に本来支払わなければならない補償金を免除することとしました。

公的資金：旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金、公営企業金融公庫資金

補償金が免除となる繰上償還の対象となるのは、本県の場合、一般会計と、流域下水道、水道用水供給事業、中央病院・高松病院事業の各特別会計・事業会計において起債した地方債で、5%以上の金利のものの一部で、総額約166億円となっています。

この繰上償還により、約29億円の利息が軽減できる見込みとなっています。

第3 平成19年度下半期の補正予算と決算見込みの概要

平成19年10月1日～平成20年3月31日

平成19年度下半期に編成された補正予算の主な内容は何ですか。

一般会計予算の補正状況と主な内容

1 12月補正予算 954百万円 ほかにも債務負担行為 5,020百万円
繰越明許費 694百万円

職員費については、県人事委員会の勧告どおり一般職の職員の給与の引き上げを行いました。現員現給の減等により減額補正となりました。また、県立高等学校の再編整備、七尾養護学校輪島分校の開校に向けた準備、北陸新幹線の整備促進などの予算を計上しました。

職員費の減額（現員現給の補正、一般職の職員の給料・勤勉手当等の引き上げ）

県立高等学校の再編整備（飯田、輪島、七尾東雲高等学校での普通教室確保のための校舎等改修、シャトルバス購入、七尾東雲高等学校演劇科全国募集の広報など）

七尾養護学校輪島分校の開校に向けた準備

北陸新幹線の整備促進（金沢～白山総合車両基地（仮称）間）

公共工事の通年施工対策（ゼロ県債、繰越明許費）

2 3月補正予算 7,195百万円 ほかにも債務負担行為 1,656百万円
繰越明許費 17,688百万円

国の補正予算を活用し、能登半島地震からの着実な復旧・復興のため、新たに採択された穴水町中心市街地の街路（本町線、大町通り線）整備や国道249号八世乃洞門新トンネルの進捗を図ることとしたほか、金沢港整備や森林整備の促進など必要な対応を行いました。

そのほか、各事業の執行状況を精査し、単独事業における入札残の執行止めなど徹底した経費縮減にも努めました。

一方、地方交付税などが現計予算を上回る見込みとなったことから、予定していた財政調整基金及び減債基金の取り崩しを一部(50億円)取り止めるなど、将来の財政運営にも配慮しました。

穴水町中心市街地の街路整備

国道249号八世乃洞門新トンネル整備

金沢港（浚渫土砂埋立護岸）整備

森林整備の促進

3 専決（平成20年3月31日）

平成20年3月31日付けの知事専決により、予算の補正を行いました。

地方交付税や地方譲与税などが増収となったことから、後年度の財政負担に備えるため、減債基金の取り崩しを一部取り止め、基金からの繰入金を30億円減額しましたが、最終的には、財政調

整基金と減債基金を合わせて 40 億円取り崩すこととなりました。今後とも、できる限り基金の取り崩しに頼らない財政運営に努めていきたいと考えています。

なお、県債については、17 億円増額することとしましたが、臨時財政対策債及び転貸債(復興基金分)を除いた残高については、決算ベースで前年度を 22 億円余下回る水準にまで抑制しました。

ひとくちメモ

債務負担行為

地方公共団体の予算は単年度で執行することが原則ですが、当初から事業規模や事業の性質等により単年度で事業完了することが困難な場合に、複数年度にわたり予算執行を認めることで、翌年度以降の予算計上を約束した手形のようなものです。実際の予算計上は事業の執行年度ごとに行われます。

繰越明許費

既に予算計上されている事業を、補正予算で繰越明許費として計上することにより、年度を越えて執行できるようにするものです。

例えば、道路の建設事業において、積雪のため工期が不足することが確実となった場合に、無理に工期を短縮しての突貫工事等による不良工事が発生しないよう、標準的な工期を保証し良質な施工を担保する場合などに行っています。また、年度間の公共工事の平準化にも資するほか、適正な工期の設定により、年度末における工事の過密な集中がなくなり、ひいてはコストの縮減にもつながるものと考えています。

最終予算の状況

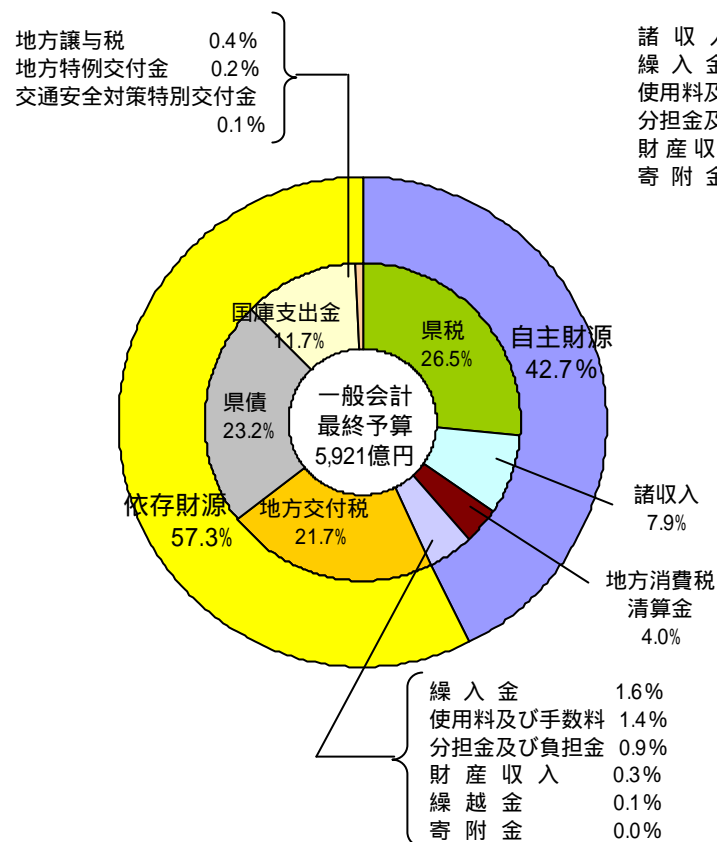
印減(単位：百万円、%)

会計区分	平成19年度			平成18年度	増減	
	H19.10.1 現在予算額	下半期 補正額	最終予算額 (A)	最終予算額 (B)	額 (A)-(B)	率 (A)-(B) (B)
一般会計	598,336	6,241	592,095	514,837	77,258	15.0
特別会計	48,547	178	48,369	23,342	25,027	107.2
事業会計	34,589	1,933	36,522	32,546	3,976	12.2
合計	681,472	4,486	676,986	570,725	106,261	18.6

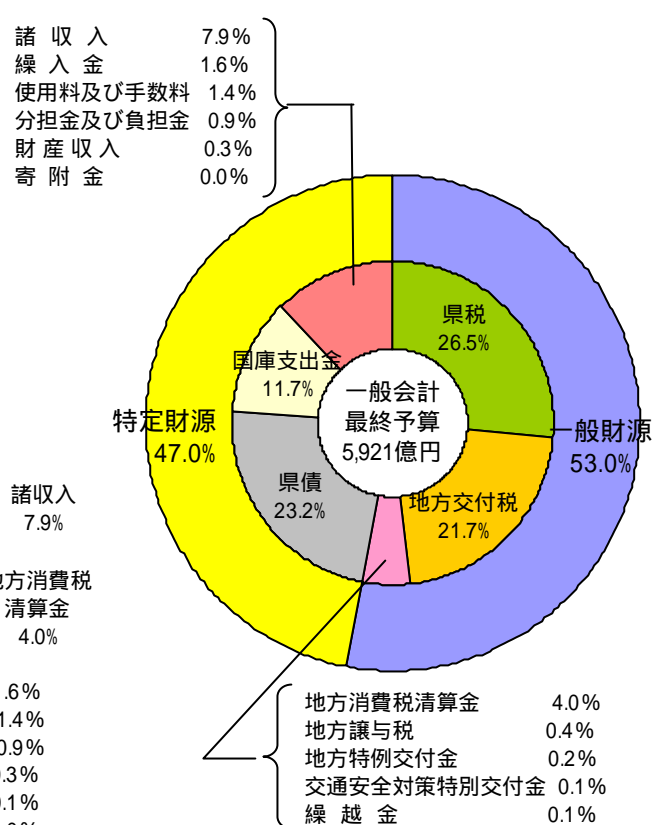
(注) 数値はすべて借換債充当公債費及び公債管理特別会計を除いたものです。

歳入最終予算(一般会計)の状況

自主財源・依存財源別



一般財源・特定財源別



(注) 端数処理のため、内訳が合計に一致しない場合があります。

平成 19 年度予算の執行状況はどうか。 - 予算の繰越し -

(単位:百万円)

会計区分	繰越明許費	計上時期		繰越額
		12月補正	3月補正	
一般会計	18,382	694	17,688	14,966
一般公共事業	12,827	548	12,279	10,574
国庫補助建設事業	168		168	153
一般単独事業	1,980	32	1,948	1,726
災害復旧事業	3,289	114	3,175	2,397
受託事業	74		74	72
一般行政経費	44		44	44
特別会計	344		344	319
合計	18,726	694	18,032	15,285
平成 18 年度	15,073	680	14,393	11,958

(注) 上記のほか、平成18年度は事故繰越しによる繰越額が、4百万円あります。

繰越事業の主なもの(一般会計)

緊急地方道路整備事業

19年発生土木施設災害復旧事業

街路事業

金沢港大水深岸壁整備事業

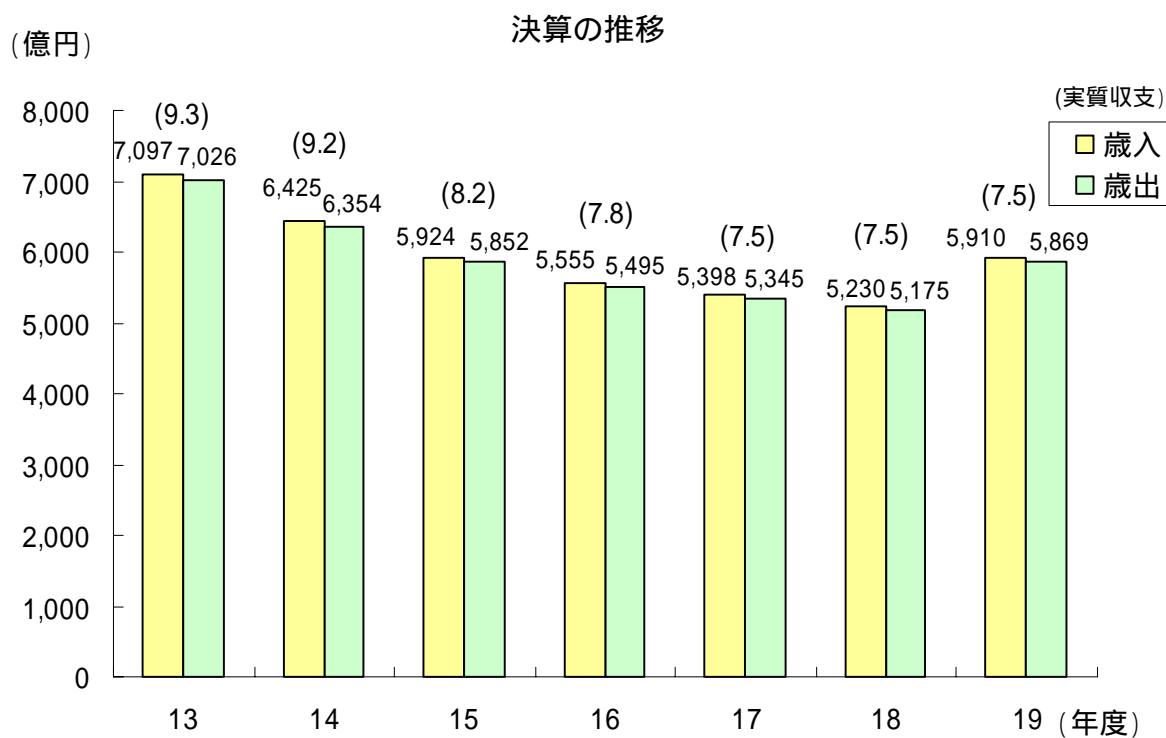
広域河川改修事業

平成 19 年度は、一般会計と特別会計を合わせ、152 億円余を平成 20 年度へ繰り越しました。

平成 19 年度の決算見込みはどうか。 - 一般会計決算見込み -

印減(単位:百万円、%)

区 分	平成19年度 決算見込額 (A)	平成18年度 決算額 (B)	増 減	
			額(A)-(B)	率 $\frac{(A)-(B)}{(B)}$
歳 入	591,007	522,981	68,026	13.0
歳 出	586,921	517,460	69,461	13.4
歳入歳出差引収支 (形式収支)	4,086	5,521	1,435	26.0
繰越明許費・事故繰越しの 翌年度へ繰り越すべき財源	3,336	4,767	1,431	30.0
実 質 収 支	750	754	4	0.5



(注1) 歳入は借換債を除き、歳出は借換債充当公債費を除きます。

(注2) 平成19年度は決算見込額です。

一般会計の決算見込みは、形式収支で約41億円、実質収支で7億円台の黒字となる見込みです。

平成 19 年度の決算見込みを家庭の家計簿に例えると。

いしかわ家の家計簿

支 出		収 入	
生活費 (県の職員、学校の先生、警察官などの給料)	161 万円	給料 (県税、地方交付税、国からの補助金など)	379 万円
家の増改築費 (道路、公園整備などのハード事業に要する経費)	132 万円	その他収入 (使用料及び手数料など)	67 万円
教育費・医療費・介護費など (教育、福祉などのソフト事業に要する経費)	152 万円	預貯金の引出 (基金の取り崩しなど)	9 万円
ローン返済 (県債の返済 うち62万円が地方交付税などにより補てんされました。)	92 万円	ローン借入 (県債の発行 うち45万円が地方交付税などにより補てんされます。)	86 万円
合計	537 万円	合計	541 万円
翌年度の支出	3 万円		
再計	540 万円		

前ページの平成 19 年度一般会計決算見込みを、わかりやすく、より身近なものとしていただくために、10 万分の 1 の金額 (例えば 5,410 億円 541 万円) にして家庭の家計簿に例えて作成してみました。

能登半島地震復興基金造成のための支出と収入(県債)それぞれ 500 億円分は除いてあります。

この結果、平成 19 年度のいしかわ家は収入 541 万円に対して、支出額が 537 万円になる見込みです。収入から支出を引くと 4 万円の黒字となりますが、そのうち、翌年度の支出にまわす金額を除くと、実際は 1 万円の黒字になる見込みです。

なお、預貯金の引出 9 万円を含めた上での 1 万円の黒字であることに留意する必要があります。

これからも健全な家計維持に努め、家族の夢の実現に向け取り組んでいきます。

ふるさとと納税について

「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを実現するため、県・市・町に寄附した場合、個人住民税及び所得税を一定限度まで控除する仕組みとして、いわゆる「ふるさと納税制度」が創設されました。

この制度は、納税者個人が生まれ育ったふるさとに貢献したい、あるいは、自分と関わりの深い地域を応援したいという思いを実現する観点から、寄附という手続きを通じ、納税者が自らの意思で納税先の県・市・町を選択できるものです。

1 「ふるさと納税制度」の仕組み

「ふるさと納税」の仕組みは、「ふるさと」等に対する個人からの寄附金について、5千円を超える額を住所地の個人住民税所得割（税額控除）及び所得税（所得控除）から控除することで、実質的に納税者が希望する自治体への納税と同等の効果が得られるというものです。

なお、住所地以外の県・市・町だけでなく、住所地の県・市・町に寄附をした場合でも、同様に控除が受けられます。

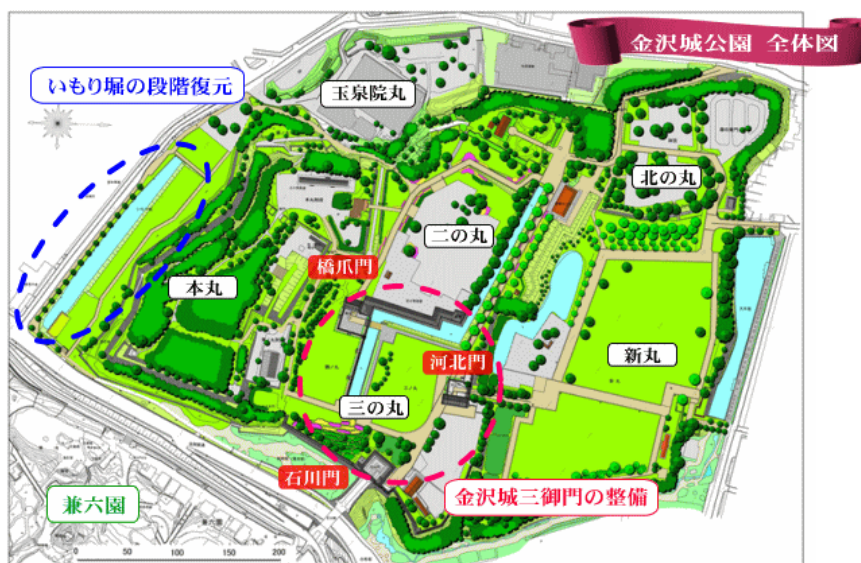
寄附金のうち、控除されるのは、5千円を超える分です。また、控除される額には、上限があります（翌年度の個人住民税所得割のおおむね1割）。

寄附金控除を受けるには、当方から送付いたします寄附金の受領を証明する書類等を添えて、最寄りの税務署で所得税の確定申告をしていただく必要があります。なお、住民税のみの寄附金控除を希望される方は、お住まいの市町で住民税の「寄附金税額控除申告書」を提出していただくことになります。

寄附金控除制度については、税務課（電話：076-225-1272）までお問い合わせ下さい。

2 「ふるさと納税制度」による寄附金の使い道の例

石川県では、お寄せいただきました寄附については、本県の誇る豊かな自然環境の適切な保全、介護予防や生きがいづくりの推進など高齢者の健やかな暮らしのための支援、子育て家庭への支援、ふるさと教育を推進し、郷土を愛し、誇りに思う意識の育成、さらには、金沢城の復元整備など「ふるさと石川」の魅力アップにつながる施策に活用したいと考えています。



3 「ふるさと納税制度」による寄附の方法

寄附の申込

まず、寄附申出書に、必要事項を記入の上、郵便、ファックス、電子メールのいずれかの方法にて、申し込みをしていただきます。

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
石川県庁 県民文化局 県民交流課 あて
ファックス 076-225-1363
電子メール e130500@pref.ishikawa.lg.jp

必ず寄附申出書によりお申し込み願います（寄附申出書は県民交流課のホームページよりダウンロードするか、電話(076-225-1361)でお取り寄せすることができます。）

ホームページ：http://www.pref.ishikawa.jp/kenmin/furusatonouzei/index.htm

寄附金の払い込み

寄附申出書により、納付書払い、口座振込み、現金持参のいずれかを選択していただきます。現金持参の場合は、下記までお願いします。

（受付時間は9:00～17:00（土日祝日を除く）です。）

- ・石川県庁 行政庁舎10階 県民交流課
- ・石川県東京事務所
（東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館14階 電話：03-5212-9016）
- ・石川県大阪事務所
（大阪府大阪市北区西天満4-14-3 住友生命御堂筋ビル2階 電話：06-6363-3077）

